

第 1 章

計画の概要

- 1 . 計画策定の背景と趣旨
- 2 . 計画の位置づけ及び役割
- 3 . 計画の期間
- 4 . 計画における「環境」の捉え方

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景と趣旨

(1) 国際的な動き

環境を取り巻く世界情勢は、現在大きな転換期を迎えています。

1997年12月に京都で開催された国連気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)において、温室効果ガス¹6種について、第1約束期間(2008~2012年)中に、先進国全体の合計排出量を1990年比で5%の削減目標などを示した「京都議定書」が採択されました。

2008年7月に行われた第34回主要国首脳会議(北海道洞爺湖サミット)では、2050年までに世界全体の温室効果ガス排出量を50%削減するという長期目標を世界全体の目標として共有していくことが提言されました。

また、2013年以降の温室効果ガス削減に関する国際的枠組みづくり(ポスト京都議定書)についても検討が進んでいますが、2010年12月にメキシコのカンクンで開催された第16回締約国会合(COP16)においては、国際社会がどのような目標を定め、約束するのか、その枠組みについて、確かな合意は実現されませんでした。

一方、生物多様性²については、1992年リオデジャネイロにおいて開催された国連環境開発会議(地球サミット)において「生物多様性条約」が採択され、2002年にはCOP6において「2010年目標」が採択、2006年のCOP8では「生物多様性保全における企業の役割の重要性」が指摘されるなど、動きが加速しています。そして、第10回目の締約国会議「COP10」が2010年10月、愛知県名古屋市で開催されました。

(2) 国の動き

我が国は、「京都議定書」において、第1約束期間に1990年比6%の削減目標が課せられました。この目標達成のため、平成17年4月に「京都議定書目標達成計画」が策定され、国民的プロジェクトである「チーム・マイナス6%」などが展開されています。平成20年3月にはこの計画の改定が閣議決定され、目標達成に向けた対策が進められています。

さらに、平成18年4月には第3次環境基本計画が閣議決定され、平成20年7月には、2050年までの長期目標として、温室効果ガスを現状から60~80%削減する目標を掲げた「低炭素社会³づくり行動計画」が閣議決定されるなど、環境施策の促進、強化が図られています。

¹ **温室効果ガス**：Greenhouse Gas、GHG。大気圏にあって、地表から放射された赤外線の一部を吸収することにより温室効果をもたらす気体の総称。二酸化炭素、メタン等が該当する。

² **生物多様性**：生態系・生物群系または地球全体に、多様な生物が存在していることを指す。

³ **低炭素社会**：二酸化炭素の排出が少ない社会のこと。低炭素型社会、脱炭素社会ともいう。

平成 21 (2009) 年 9 月 22 日、京都議定書後の 2013 年以降の地球温暖化対策の国際的枠組み構築をめざし、国連気候変動サミットにおいて 2020 年までに 1990 年比 25% の温室効果ガス削減の中期目標を「国際公約」として表明し、また途上国の削減努力への資金援助などの支援体制も示すことで、日本の主導的役割をアピールしました。

一方、生物多様性については、条約に基づき、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を体系的に取りまとめ、「生物多様性国家戦略」として、目標や取組指針を明らかにしています。

(3) 兵庫県の動き

県では、平成 7 年 7 月に制定された「環境の保全と創造に関する条例」、平成 8 年に「兵庫県環境基本計画」が策定され、地球温暖化防止に関する取組みが、県民・事業者・行政が一体となって進められてきました。その後、平成 20 年 12 月に策定された「第 3 次兵庫県環境基本計画」により、地球環境問題や都市・生活型公害など、今日の環境問題に適切に対応し、ゆとりとうるおいのある美しい環境を創造するための施策を総合的に推進しています。

また、平成 8 年 3 月には「兵庫県地球温暖化防止地域推進計画」が策定され、県を挙げての温室効果ガス排出量の削減に取り組むとともに、平成 12 年 7 月に策定された「新兵庫県地球温暖化防止推進計画」を平成 18 年 7 月に改訂し、県下全域で地球温暖化防止のための実践活動に取り組む、近年の大量消費社会から環境にやさしい循環型社会⁴への構築をめざしています。

さらに、平成 13 年 5 月には「ひょうご循環社会ビジョン」の策定や、ゼロエミッション⁵構想を基本とする環境と調和した資源循環型のまちづくりをめざす「ひょうごエコタウン構想」を平成 15 年 3 月に策定し、具体的事業を展開しています。

自然環境面では、失われた自然や健全な水の循環、人と自然との豊かなふれあいを回復し、美しい県土づくりを推進するため、平成 14 年 5 月に「ひょうごの森・川・海再生プラン」を策定し、森～川～海をつなぐ施策・事業が県下の主流域ごとに取り組まれています。

さらに、平成 18 年 3 月に「兵庫県環境学習教育基本方針」を策定し、環境学習、環境教育を通して、環境保全、環境創造に向けた活動が県下各地域で積極的に推進されています。

⁴ **循環型社会**：大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会基本法では、第一に製品などが廃棄物などとなることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。

⁵ **ゼロエミッション**：ある産業の製造工程から出る廃棄物を別の産業の原料として利用することにより、廃棄物の排出（エミッション）をゼロにする循環型産業システムの構築をめざすもの。国連大学が提唱し、企業や自治体で取組みが進んでいる。

(4) 本町の動き

本町は川やため池、海の豊かな水環境に加え、大中遺跡をはじめとする貴重な歴史的財産があります。しかしながら、近年、農地の宅地化が進む中で、自然環境や生活環境の保全には、町全体をあげての意識啓発や取り組みが重要となります。

本町では、平成 13 年 3 月に「播磨町環境基本計画」を策定し、本町の持続可能な発展をめざし、地球環境時代における環境管理のための基本理念を構築し、環境にかかわる施策を総合的・計画的に推進してきました。また、平成 15 年 3 月には「播磨町地球温暖化防止率先実行計画」を策定し、公共施設からの温室効果ガス排出量の削減に取り組んできました。さらに、平成 22 年 3 月には「播磨町住宅用太陽光発電⁶システム設置費補助金交付要綱」を制定し、一般住宅での太陽光発電の啓発に取り組んでいます。

今回、「播磨町環境基本計画」が平成 22 年度で目標年度を迎えることから、昨今の環境を取り巻く社会経済情勢や地球環境問題などの大きな変化に対応した新たな環境基本計画を策定します。

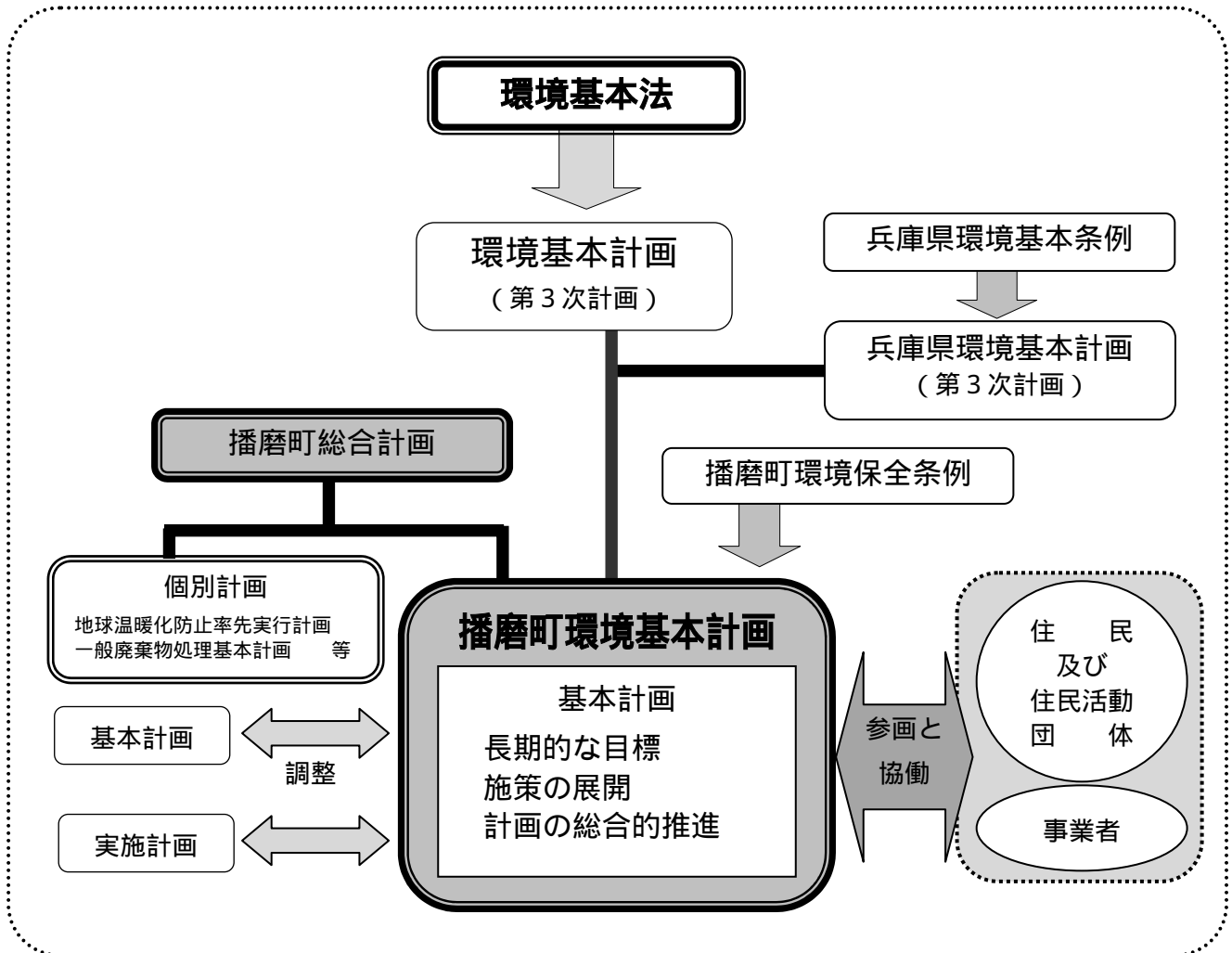


⁶ **太陽光発電**：太陽電池を利用し、太陽光のエネルギーを直接的に電力に変換する発電方式。ソーラー発電とも呼ばれる。再生可能エネルギーの一種であり、太陽エネルギー利用の一形態。

2 . 計画の位置づけ及び役割

本計画は「播磨町総合計画」を環境面から総合的、体系的に補完し、個々の事業や施策が環境に配慮されたものとなるよう支援、誘導、調整する役割を担うものです。また、住民、事業者が日常生活や事業活動を行う上で、環境保全に取り組むことを支援、誘導する役割を担うものです。

さらに、今後、社会の潮流に対応しながら新たな環境施策を講じるなかで、環境への配慮を図りつつ、環境と経済の好循環を生み出すなど、持続可能な社会への新たな展開を図ります。



3 . 計画の期間

本計画は、平成 23 年度を初年度とし、平成 32 年度を目標年度とする 10 年間を計画期間とします。本町の総合計画の終期である平成 32 年度にあわせることにより、総合計画と同時期に改定を行うことで、総合計画と環境計画が一緒に歩むよう調整を図ることを意図しています。ただし、今後の社会情勢の変化及び新たな環境問題などに的確に対応するために、必要に応じて計画の見直しを行います。

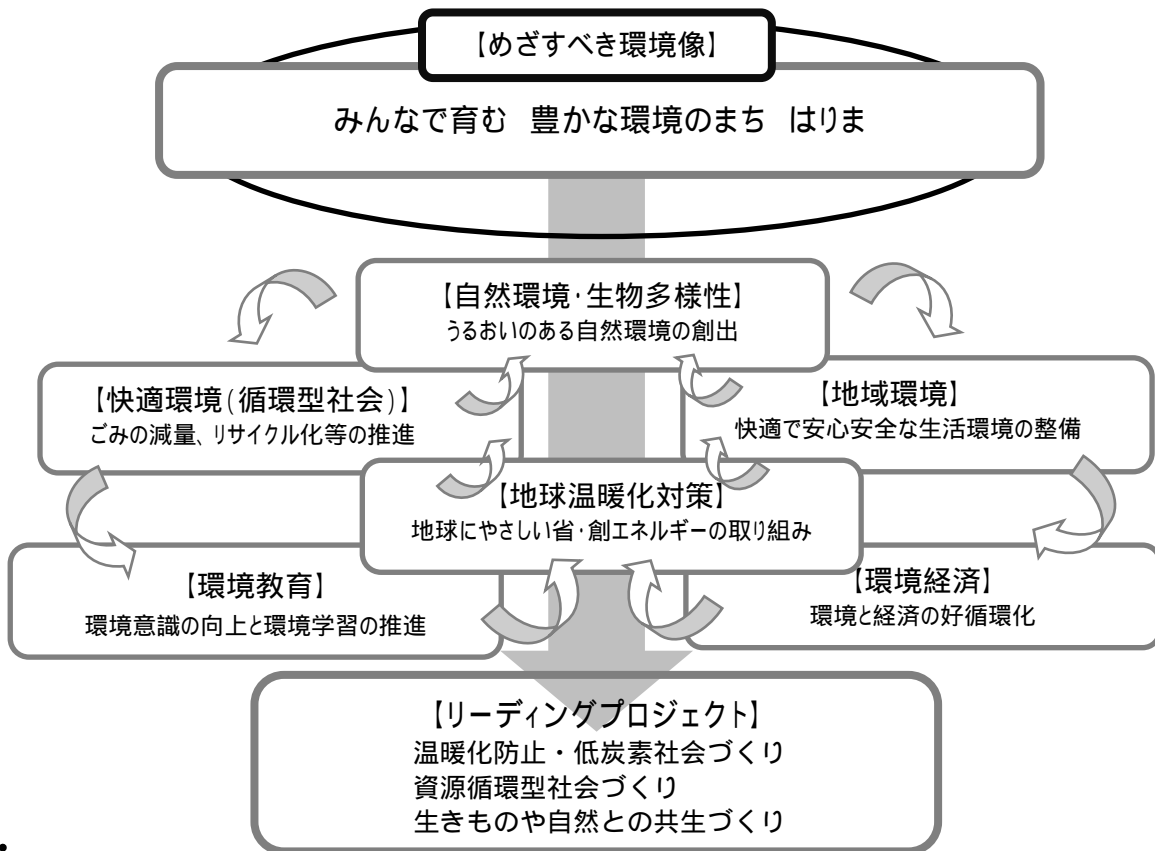
4 . 計画における「環境」の捉え方

本計画の対象にする環境の範囲は、地球環境、そして自然環境を軸に置きながら、住民の生活範囲である生活環境、快適環境に対する取り組みを進めます。また、あらゆる主体を対象とした環境教育や、これらの活動を通じて展開される環境経済活動についても事業者等と連携しながら取り組めます。

【環境の範囲】

地球環境	地球温暖化、省エネルギー・再生可能エネルギー、資源循環（ごみ・リサイクル） 地球環境問題における地域での取り組み
自然環境	水循環（森林・川・ため池・海） 身近な動植物 健全な水循環や生物の生息・生育環境の保全と回復
地域環境	大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、振動、土壌汚染、地盤沈下 都市生活型公害及び産業公害の防止
快適環境	歴史文化遺産、景観、公園・緑地、公共空間バリアフリー ⁷ 快適環境の保全・創造
環境教育	意識啓発、体験・体感活動への参画 環境意識の醸成・実践活動の促進
環境経済	低炭素ビジネス、再生可能エネルギー事業 新たな産業の産出

【計画対象 概念図】 環境像の実現に向け、基本目標及びリーディングプロジェクトを連動させながら推進します。



⁷ バリアフリー：障害をもつ人々が、生活環境（住宅、地域施設、交通施設）において、普通に生活することを阻んでいる障壁（バリア）をなくすこと。

